福津市長 原﨑 智仁 様

福津市教育委員会

教育長 大嶋 正紹委 員 青木 一乗 (教育長職務代理者) 委 員 半澤 佳子委 員 今村 尚敏委 員 農﨑 隆子

学校教育施設整備に係る申出について

標記の件について、令和3年9月29日に実施した令和3年第12回福津市教育委員会定例会において議決いたしましたので、下記のとおり申出いたします。教育委員会の提案に対し、早急な方針決定及び地方自治法第149条第2号に基づく予算措置を講じていただきますようお願いいたします。

記

福津市教育委員会より、令和2年5月21日付「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づく教育財産の取得に係る申出」を提出していますが、時間の経過とともに新たな課題が生じております。

先の申出書では、福間中学校区(福間中学校、福間小学校、福間南小学校)の大規模・過大規模校対策のため、早期の新設校開校の実現、今後の学校運営や学校施設長寿命化事業のための財源、コミュニティ・スクールと併せた小中一貫教育の推進による教育効果への期待等により、当該中学校区内に中学校を新設する提案をしていたところです。

これに対し、令和2年6月5日付で、「福津市中期財政見通し」の検証および見直しが必要となる可能性があること、今後の財政状況は不透明であることを勘案し、可能な限り早急な合意形成及び予算措置を行っていくことについて回答をいただいておりましたが、時間の経過により、教育環境はより一層悪化し、教育環境として危機的な状況です。このことに対応するため、次の教育委員会の提案に対し、早急な方針決定及び予算措置を講じられますよう改めて申出するものです。

- 1. 早急な方針決定を要するもの
 - (1) 先の申出における福間中学校区での中学校新設に加えて、当該校区内または 近接地に小学校の新設
 - (2)予定していた新設校開校年度が遅れていること、法改正に伴い小学校が35人 学級へ移行すること、特別支援学級が増加していること等により、生じる校舎 増築

(福間小学校、福間南小学校、福間中学校、津屋崎小学校、津屋崎中学校)

- 2. 令和3年度に実施設計を行っている事業で、工事のための予算措置を要するもの
 - (1)複数校において必要食数に対して提供可能食数が不足することに対応するための共同調理場の建設(津屋崎小学校校地内で校舎増築と併せて整備)
 - (2) 老朽化した福間小学校管理棟の職員室、保健室、特別教室の大規模改造

最後に、市内すべての子どもたちにとって良好な教育環境が維持できるよう、教育 予算の確保に、引き続きご尽力いただきますよう重ねてお願いいたします。

【参照資料】

○地方自治法(昭和22年 法律第67号)

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

二 予算を調製し、及びこれを執行すること。